

第7期島根県障がい福祉計画/第3期島根県障がい児福祉計画の策定について

1. 計画策定の方針

- 障害者総合支援法に基づく「都道府県障害福祉計画」と児童福祉法に基づく「都道府県障害児福祉計画」を引き続き一体的に策定
- 名称も「第7期島根県障がい福祉計画・第3期島根県障がい児福祉計画」として併記
- 島根県障がい者基本計画に掲げる事項のうち、障害福祉サービス等、障害児通所支援等についての実施計画として策定

・ 障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に係る国基本指針は一体のものとして作成

2. 計画策定スケジュール

- 市町村と連携し、目標・見込み量等を検討し、第2回の本審議会において意見を聴取し、今年度中に策定する

※ 別添「資料3-②」参照

3. 国の基本指針

- 第7期障害福祉計画/第3期障害児福祉計画の策定に向け、国の基本指針が見直され、5月19日に告示された

※ 別添「資料3-③」参照
全文は別冊を参照

4. 県の基本指針（案）

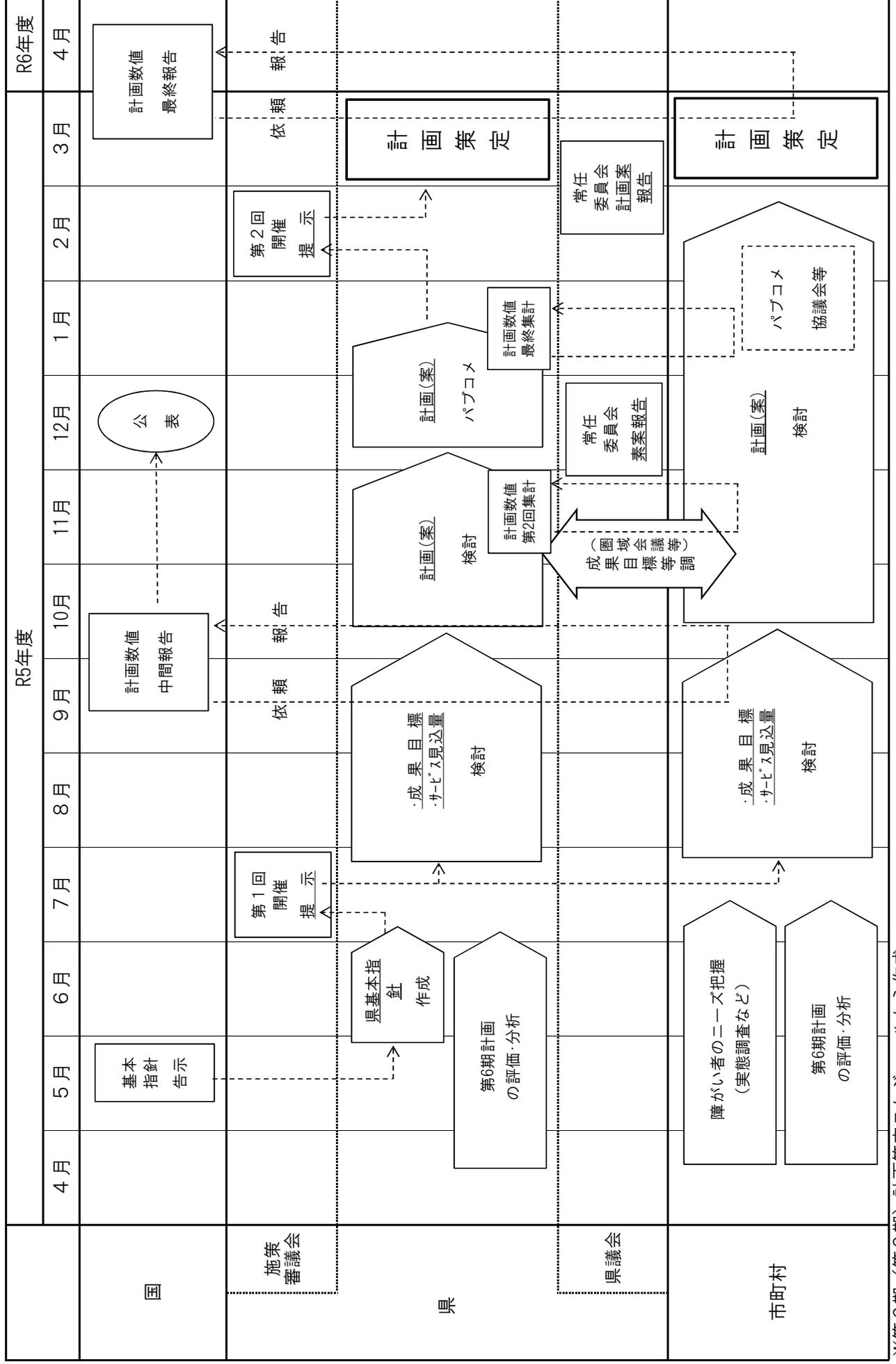
- 県・市町村の障害福祉計画・障害児福祉計画は、国が定める基本指針に即して策定される
- 従前から、障害福祉計画の策定に際しては、国の基本指針を受け、島根県としての基本指針を作成し、市町村へ提示している
- 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に当たっての県の基本指針は、前記の県の基本指針を踏襲しつつ、国の基本指針の見直し等を踏まえ作成する

※ 別添「資料3-④」参照

- ・ 国の基本指針を反映
- ・ 成果目標については、県独自の項目設定は行わない。

「第7期島根県障がい福祉計画」 「第3期島根県障がい児福祉計画」 策定スケジュール（案）

資料3-②



※第6期（第2期）計画策定スケジュールから作成

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定 に係る国の基本指針

基本指針の概要

(1) 見直しのポイント

- ① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 福祉施設から一般就労への移行等
- ④ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ⑤ 発達障害者等支援の一層の充実
- ⑥ 地域における相談支援体制の充実・強化
- ⑦ 障害者等に対する虐待の防止
- ⑧ 地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑨ 障害福祉サービスの質の確保
- ⑩ 障害福祉人材の確保・定着
- ⑪ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
- ⑫ 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
- ⑬ 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

(2) 成果目標に関する事項（計画が終了する令和8年度末の目標）

別添のとおり

(3) その他

- その他：地方分権提案に対する対応として
 - ・計画期間の柔軟化
 - ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

市町村及び県における第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画策定のための基本的な指針 対照表

第7期障がい福祉計画/第3期障がい児福祉計画	第6期障害福祉計画/第2期障害児福祉計画
<p>第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画（以下「計画」という。）策定に当たっての基本的な考え方は、国の基本指針（※）によるものとするが、本県においては以下の事項に留意して計画を策定するものとする。</p> <p>※ 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年6月26日告示）</p> <p>1. 総論</p> <p>障がい者又は障がい児（以下「障がい者等」という。）が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、住まいの場や働く場を確保し、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業（以下、「障害福祉サービス等」という。）、障害児通所支援及び障害児入所支援並びに障害児相談支援（以下「障害児通所支援等」という。）を充実していく必要がある。</p> <p>本県は、中山間地域が大半を占め、また離島を抱えていることもあり、地域における社会資源等の事由により、障がい者等の地域生活への移行に対する支援体制整備が不十分な地域がある。</p> <p>計画においては、各地域で障がい者等の障がい特性やライフステージに応じて適切な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等が保証される体制整備を行うため、実態調査などにより障がい者等の心身の状況等の把握に努め、それらを勘案し、必要なサービス量を見込むとともに、県内全域でのサービス提供水準の向上を目指す。</p>	<p>第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画（以下「計画」という。）策定に当たっての基本的な考え方は、国の基本指針（※）によるものとするが、本県においては以下の事項に留意して計画を策定するものとする。</p> <p>※ 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年6月26日告示）</p> <p>1. 総論</p> <p>障がい者又は障がい児（以下「障がい者等」という。）が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、住まいの場や働く場を確保し、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業（以下、「障害福祉サービス等」という。）、障害児通所支援及び障害児入所支援並びに障害児相談支援（以下「障害児通所支援等」という。）を充実していく必要がある。</p> <p>本県は、中山間地域が大半を占め、また離島を抱えていることもあり、地域における社会資源等の事由により、障がい者等の地域生活への移行に対する支援体制整備が不十分な地域がある。</p> <p>計画においては、各地域で障がい者等の障がい特性やライフステージに応じて適切な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等が保証される体制整備を行うため、実態調査などにより障がい者等の心身の状況等の把握に努め、それらを勘案し、必要なサービス量を見込むとともに、県内全域でのサービス提供水準の向上を目指す。</p>

市町村及び県における第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画策定のための基本的な指針 対照表

第7期障がい福祉計画/第3期障がい児福祉計画	第6期障害福祉計画/第2期障害児福祉計画																																
<p>2. 計画作成に関する基本的事項</p> <p>(1) 区域の設定</p> <p>県の計画において、サービス量の見込みを定める単位となる区域は、第7期計画に引き続き7つの障害保健福祉圏域（2次医療圏及び老人福祉圏域と同一）とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">障害保健福祉圏域</th> <th style="width: 80%;">構成市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>松江圏域</td> <td>松江市、安来市</td> </tr> <tr> <td>雲南圏域</td> <td>雲南市、奥出雲町、飯南町</td> </tr> <tr> <td>出雲圏域</td> <td>出雲市</td> </tr> <tr> <td>大田圏域</td> <td>大田市、川本町、美郷町、邑南町</td> </tr> <tr> <td>浜田圏域</td> <td>浜田市、江津市</td> </tr> <tr> <td>益田圏域</td> <td>益田市、津和野町、吉賀町</td> </tr> <tr> <td>隠岐圏域</td> <td>海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 定期的な調査、分析及び評価並びに必要な措置</p> <p>計画に掲げた成果目標及び活動指標について、少なくとも1年に1回は実績を把握し、計画の中間評価として分析及び評価を行い、必要に応じて計画の変更や事業の見直し等を講じるよう努めることとする。また、その際には自立支援協議会等の意見を聞き、その結果を公表するよう努めることとする。</p>	障害保健福祉圏域	構成市町村	松江圏域	松江市、安来市	雲南圏域	雲南市、奥出雲町、飯南町	出雲圏域	出雲市	大田圏域	大田市、川本町、美郷町、邑南町	浜田圏域	浜田市、江津市	益田圏域	益田市、津和野町、吉賀町	隠岐圏域	海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町	<p>2. 計画作成に関する基本的事項</p> <p>(1) 区域の設定</p> <p>県の計画において、サービス量の見込みを定める単位となる区域は、第6期計画に引き続き7つの障害保健福祉圏域（2次医療圏及び老人福祉圏域と同一）とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">障害福祉圏域</th> <th style="width: 80%;">対象市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>松江圏域</td> <td>松江市、安来市</td> </tr> <tr> <td>雲南圏域</td> <td>雲南市、奥出雲町、飯南町</td> </tr> <tr> <td>出雲圏域</td> <td>出雲市</td> </tr> <tr> <td>大田圏域</td> <td>大田市、川本町、美郷町、邑南町</td> </tr> <tr> <td>浜田圏域</td> <td>浜田市、江津市</td> </tr> <tr> <td>益田圏域</td> <td>益田市、津和野町、吉賀町</td> </tr> <tr> <td>隠岐圏域</td> <td>海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 定期的な調査、分析及び評価並びに必要な措置</p> <p>計画に掲げた成果目標及び活動指標について、少なくとも1年に1回は実績を把握し、計画の中間評価として分析及び評価を行い、必要に応じて計画の変更や事業の見直し等を講じるよう努めることとする。また、その際には自立支援協議会等の意見を聞き、その結果を公表するよう努めることとする。</p>	障害福祉圏域	対象市町村	松江圏域	松江市、安来市	雲南圏域	雲南市、奥出雲町、飯南町	出雲圏域	出雲市	大田圏域	大田市、川本町、美郷町、邑南町	浜田圏域	浜田市、江津市	益田圏域	益田市、津和野町、吉賀町	隠岐圏域	海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町
障害保健福祉圏域	構成市町村																																
松江圏域	松江市、安来市																																
雲南圏域	雲南市、奥出雲町、飯南町																																
出雲圏域	出雲市																																
大田圏域	大田市、川本町、美郷町、邑南町																																
浜田圏域	浜田市、江津市																																
益田圏域	益田市、津和野町、吉賀町																																
隠岐圏域	海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町																																
障害福祉圏域	対象市町村																																
松江圏域	松江市、安来市																																
雲南圏域	雲南市、奥出雲町、飯南町																																
出雲圏域	出雲市																																
大田圏域	大田市、川本町、美郷町、邑南町																																
浜田圏域	浜田市、江津市																																
益田圏域	益田市、津和野町、吉賀町																																
隠岐圏域	海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町																																

市町村及び県における第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画策定のための基本的な指針 対照表

第7期障がい福祉計画/第3期障がい児福祉計画	第6期障害福祉計画/第2期障害児福祉計画
<p>3. 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的考え方</p> <p>(1) 障害福祉サービスの提供体制</p> <p>①訪問系サービス</p> <p>訪問系サービスについては、全国と比較しても高い水準にあるが、障がい者等の地域生活を支える基本的事業であることから、県内どこでも必要な訪問系サービスが受けられるように引き続き充実を図る。</p> <p>②日中活動系サービス</p> <p>日中活動系サービスは、障がい者の住まいの場と併せて、障がい者の地域生活を支え、生活の質を高める上で重要な役割を果たしている。施設から地域生活への移行者や特別支援学校の卒業生で日中活動の利用を希望する者のサービス種別ごとのニーズを適切に見込み、圏域ごとに、これらに相応する必要なサービスの確保を目指す。</p> <p>③居住支援系サービス</p> <p>福祉施設への入所や病院への入院から地域生活への移行を進めるために、住まいの場として必要なグループホームの充実を図るとともに、障がい特性により施設入所が必要な障がい者等の住まいの場として必要な施設入所支援サービスの確保を図る。</p>	<p>3. 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的考え方</p> <p>(1) 障害福祉サービスの提供体制</p> <p>①訪問系サービス</p> <p>訪問系サービスについては、全国と比較的しても高い水準にあるが、障がい者等の地域生活を支える基本的事業であることから、県内どこでも必要な訪問系サービスが受けられるように引き続き充実を図る。</p> <p>②日中活動系サービス</p> <p>日中活動系サービスは、障がい者の住まいの場と併せて、障がい者の地域生活を支え、生活の質を高める上で重要な役割を果たしている。施設から地域生活への移行者や特別支援学校の卒業生で日中活動の利用を希望する者のサービス種別ごとのニーズを適切に見込み、圏域ごとに、これらに相応する必要なサービスの確保を目指す。</p> <p>③居住系サービス</p> <p>福祉施設への入所や病院への入院から地域生活への移行を進めるために、住まいの場として必要なグループホームの充実を図るとともに、障がい特性により施設入所が必要な障がい者等の住まいの場として必要な施設入所支援サービスの確保を図る。</p>

市町村及び県における第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画策定のための基本的な指針 対照表

第7期障がい福祉計画/第3期障がい児福祉計画	第6期障害福祉計画/第2期障害児福祉計画
<p><u>また、障がい者が希望する一人暮らし等を実現するため、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援、自立訓練等のサービスと居住支援法人との連携を推進するとともに、グループホームにおける希望する障がい者への一人暮らし等に向けた支援等の充実を図る。</u></p> <p><u>④福祉施設から一般就労への移行等の推進</u> 就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進める。</p> <p><u>⑤強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者等に対する支援体制の充実</u> 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者、難病患者に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、各市町村又は圏域の支援ニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や専門的人材の育成、地域資源の開発等を行い、地域の関係機関との連携を図りつつ支援体制の整備を図る。</p>	<p>【新設】</p> <p>【新設】</p>

市町村及び県における第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画策定のための基本的な指針 対照表

第7期障がい福祉計画/第3期障がい児福祉計画	第6期障害福祉計画/第2期障害児福祉計画
<p>(2) 相談支援の<u>充実・強化</u></p> <p>障がい者の地域生活全般を継続的に支援するため、全てのサービス利用者について、相談支援専門員がサービス等利用計画等の作成や定期的なモニタリングを行うことにより、障がい者の個別ニーズを把握した適切なサービス提供が可能となる。</p> <p>障害福祉サービス利用者の増加等を踏まえた相談支援の提供体制維持のため、相談支援専門員などのサービス提供に必要な従事者数を確保するとともに、<u>市町村において、地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターを設置し、地域における相談支援体制の充実・強化を図る。</u></p> <p><u>また、引き続きサービスの質の向上のための人材育成支援の取組を進めるとともに、地域づくりに向けた協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等に向けた取組を進める。</u></p> <p>(3) 障がい児支援の提供体制</p> <p>障がい児及びその家族に対する支援は、障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるよう、障害児通所支援等の提供体制の確保について取組を進める。</p> <p><u>子ども基本法において、全ての子どもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障される旨が規定されていることに加え、</u>子ども・子育て支援法等に基づく子育て支援施策との緊密な連携を図りながら、障がい児のライフステージに沿った、切れ目のない支援を提供する体制の構築を図る。</p>	<p>(2) 相談支援の提供体制</p> <p>障がい者の地域生活全般を継続的に支援するため、全てのサービス利用者について、相談支援専門員がサービス等利用計画等の作成や定期的なモニタリングを行うことにより、障がい者の個別ニーズを把握した適切なサービス提供が可能となる。</p> <p>障害福祉サービス利用者の増加等を踏まえた相談支援の提供体制維持のため、相談支援専門員などのサービス提供に必要な従事者数を確保するとともに、サービスの質の向上のための人材育成支援などに取り組む。</p> <p>(3) 障がい児支援の提供体制</p> <p>障がい児及びその家族に対する支援は、障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるよう、障害児通所支援等の提供体制の確保について取組を進める。</p> <p>また、子ども・子育て支援法等に基づく子育て支援施策との緊密な連携を図りながら、障がい児のライフステージに沿った、切れ目のない支援を提供する体制の構築を図る。</p>

市町村及び県における障害福祉計画及び障害児福祉計画策定のための基本的な指針 対照表

第7期障害福祉計画/第3期障害児福祉計画	第6期障害福祉計画/第2期障害児福祉計画
<p>4. 成果目標 <u>(計画期間が終了する令和8年度末の目標)</u></p> <p>(1) 施設入所者の地域生活への移行の推進</p> <p>障がい者の地域生活への移行を進める観点から、<u>適切な意思決定支援を行いつつ</u>地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続できるよう、身近な市町村において、住まいの場や日中活動の場などの基礎的な条件整備を早急に進める必要がある。</p> <p>住まいの場の整備が不十分な市町村においては、障がい者福祉施設等整備事業、公営住宅における障がい者の優先入居、居住サポート事業等の活用などにより、障がい者等の自立のための生活の場を確保する。</p> <p>また、日中活動の場としては、生活介護や就労継続支援等の拡充を図り、就労の場を確保する。</p> <p><u>・地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上</u></p> <p><u>・施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減</u></p> <p>(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <p>本県では、精神障がい者の社会的入院の解消を進め、入院長期化防止及び長期入院者の退院を促進する観点から、地域移行支援及び地域定着支援等に取り組んできた。</p> <p>精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをするために、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、地域における精神保健医療福祉体制の基盤を整備する。</p> <p>また、精神障がい者の地域定着支援のためには、障害福祉サービス等と協働し</p>	<p>4. 成果目標等に関する基本的考え方</p> <p>(1) 施設入所者の地域生活への移行の推進</p> <p>障がい者の地域生活への移行を進める観点から、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続できるよう、身近な市町村において、住まいの場や日中活動の場などの基礎的な条件整備を早急に進める必要がある。</p> <p>住まいの場の整備が不十分な市町村においては、障がい者福祉施設等整備事業、公営住宅における障がい者の優先入居、居住サポート事業等の活用などにより、障がい者等の自立のための生活の場を確保する。</p> <p>また、日中活動の場としては、生活介護や就労継続支援等の拡充を図り、就労の場を確保する。</p> <p>(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <p>本県では、精神障がい者の社会的入院の解消を進め、入院長期化防止及び長期入院者の退院を促進する観点から、地域移行支援及び地域定着支援等に取り組んできた。</p> <p>精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをするために、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、地域における精神保健医療福祉体制の基盤を整備する。</p> <p>また、精神障がい者の地域定着支援のためには、障害福祉サービス等と協働し</p>

市町村及び県における障害福祉計画及び障害児福祉計画策定のための基本的な指針 対照表

第7期障害福祉計画/第3期障害児福祉計画	第6期障害福祉計画/第2期障害児福祉計画
<p>つつ、必要な医療サービスが総合的に受けられる体制が不可欠なことから、島根県保健医療計画による施策と連携した推進を図るものとする。</p> <p><u>・精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上</u></p> <p><u>・精神病床における1年以上入院患者数</u></p> <p><u>・精神病床における早期退院率：入院後3か月後時点の退院率68.9%以上、入院後6か月後時点の退院率84.5%以上、入院後1年後時点の退院率91.0%以上</u></p> <p>(3) 地域生活支援_____の充実</p> <p>地域には、障がい者等を支える様々な資源が存在するが、これらの間の有機的な結びつきが必ずしも十分でない。今後、障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域におけるニーズや課題の整理を行い、障がい者等の生活を地域全体で支える核としての地域生活支援拠点等の整備を進めるとともに、<u>基幹相談支援センターなど相談支援機関との効果的な連携を確保するものとする。</u></p> <p><u>また、強度行動障がい者を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の充実を図る。</u></p> <p><u>・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行う</u></p> <p><u>・強度行動障がい者を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める</u></p>	<p>つつ、必要な医療サービスが総合的に受けられる体制が不可欠なことから、島根県保健医療計画による施策と連携した推進を図るものとする。</p> <p>(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実</p> <p>地域には、障がい者等を支える様々な資源が存在するが、これらの間の有機的な結びつきが必ずしも十分でない。今後、障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域におけるニーズや課題の整理を行い、障がい者等の生活を地域全体で支える核としての地域生活支援拠点等の整備を進める。</p>

市町村及び県における障害福祉計画及び障害児福祉計画策定のための基本的な指針 対照表

第 7 期障害福祉計画/第 3 期障害児福祉計画	第 6 期障害福祉計画/第 2 期障害児福祉計画
<p>(4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進</p> <p><u>① 一般就労の促進</u></p> <p>一般就労促進に向けた福祉施設における _____ 取り組みの強化を図りながら、各障がい保健福祉圏域に設置した障害者就業・生活支援センターによるコーディネートや各種助成・支援制度の活用、地域での支援体制の構築により、一般就労の促進を図る。<u>あわせて</u>就労移行支援事業の強化を図るとともに、 _____ 多様な課題に対応できるよう就労定着支援を促進する。</p> <p><u>重度障がい者の就労支援は、市町村等が職場や通勤等におけるニーズを把握し、必要な支援体制を整える必要がある。</u></p> <p><u>また、就労選択支援事業の実施体制の整備については、関係機関等と連携しながら進めるとともに、一般就労中における就労系障がい福祉サービスの一時的な利用についても、地域における障がい者の就労支援に関する状況を把握し、関係機関等と共有した上で、連携した取組を推進する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・一般就労への移行者数：令和 3 年度実績の 1.28 倍以上</u> <u>・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所：就労移行支援事業所の 5 割以上</u> <u>・県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進</u> <u>・就労定着支援事業の利用者数：令和 3 年度末実績の 1.41 倍以上</u> <u>・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が 7 割以上となる就労定着支援事業所の割合：2 割 5 分以上</u> 	<p>(4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進</p> <p>一般就労促進に向けた福祉施設における意識改革や取り組みの強化を図りながら、各障害保健福祉圏域に設置した障害者就業・生活支援センターによるコーディネートや各種助成・支援制度の活用、地域での支援体制の構築により、一般就労の促進を図る。その際、就労移行支援事業の強化を図るとともに、在職障がい者の就労に伴う生活上の支援ニーズは増大すると考えられることから、多様な課題に対応できるよう就労定着の支援を促進する。</p>

市町村及び県における障害福祉計画及び障害児福祉計画策定のための基本的な指針 対照表

第 7 期障害福祉計画/第 3 期障害児福祉計画	第 6 期障害福祉計画/第 2 期障害児福祉計画
<p><u>② 工賃向上</u></p> <p>_____県においては、島根県障がい者就労継続支援事業所工賃向上計画の概要を記載するものとする。</p> <p>また、県及び市町村は、障害者優先調達法に基づき策定する調達方針との整合を図りながら、官公需に係る障がい者就労施設等の受注機会の拡大について記載するよう努めるものとする。</p> <p>(5) 障がい児支援の提供体制の整備等</p> <p>重層的な地域支援体制の構築を図るため、中核となる児童発達支援センターの設置を進め、<u>児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。</u></p> <p>また、一般の障害児通所施設等で支援を受けることが難しい状況にある重症心身障がい児のための地域支援体制を構築するとともに、医療的ケア児がそれぞれの地域で適切な支援が受けられるよう、<u>医療的ケア児支援センターを中心とした</u>、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関が連携できる体制を整備する。</p> <p>なお、県においては、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保を進め、<u>適切な支援を受けられるよう早期発見・早期療育を総合的に推進する。</u></p>	<p>なお、県においては、島根県障がい者就労継続支援事業所工賃向上計画の概要を記載するものとする。</p> <p>また、県及び市町村は、障害者優先調達法に基づき策定する調達方針との整合を図りながら、官公需に係る障がい者就労施設等の受注機会の拡大について記載するよう努めるものとする。</p> <p>(5) 障がい児支援の提供体制の整備等</p> <p>重層的な地域支援体制の構築を図るため、中核となる児童発達支援センターの設置を進めるとともに、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を図る。</p> <p>また、一般の障害児通所施設等で支援を受けることが難しい状況にある重症心身障がい児のための地域支援体制を構築するとともに、医療的ケア児がそれぞれの地域で適切な支援が受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関が連携できる体制を整備する。</p> <p>なお、県においては、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保を進める。</p>

市町村及び県における障害福祉計画及び障害児福祉計画策定のための基本的な指針 対照表

第7期障害福祉計画/第3期障害児福祉計画	第6期障害福祉計画/第2期障害児福祉計画
<p> <u>・児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上</u> <u>・全市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築</u> <u>・県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、県（及び必要に応じて政令市）は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築</u> <u>・重症心身障がい児を支援する 児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上</u> <u>・医療的ケア児に対する、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を調整する体制の強化</u> <u>・県において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置</u> </p> <p>（6）相談支援体制の充実・強化等</p> <p>計画相談支援、地域相談支援、一般的な相談支援及び基幹相談支援センター等、重層的な仕組みが構築されてきているが、改めてそれぞれの市町村における相談支援体制について検証・評価を行うとともに、総合的・専門的な相談支援の充実及び地域の相談支援体制の強化を図る。</p> <p> <u>・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等</u> <u>・地域づくりに向けた協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等</u> </p>	<p>（6）相談支援体制の充実・強化等</p> <p>計画相談支援、地域相談支援、一般的な相談支援及び基幹相談支援センター等、重層的な仕組みが構築されてきているが、改めてそれぞれの市町村における相談支援体制について検証・評価を行うとともに、総合的・専門的な相談支援の充実及び地域の相談支援体制の強化を図る。</p>

市町村及び県における障害福祉計画及び障害児福祉計画策定のための基本的な指針 対照表

第7期障害福祉計画/第3期障害児福祉計画	第6期障害福祉計画/第2期障害児福祉計画
<p>(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 障害福祉サービス等が多様化し、多くの事業者が参入している中、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等を提供することが<u>重要</u>である。</p> <p>そのため、市町村においては障害福祉サービス等に係る各種研修の活用や障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を事業所や関係自治体等と共有する体制を整備し、また、県においては、<u>事業者に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係市町村と共有する体制を整備するなど</u>、障害福祉サービス等の質の向上を図る。</p> <p><u>・県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築</u></p>	<p>(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 障害福祉サービス等が多様化し、多くの事業者が参入している中、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等を提供することが必要である。</p> <p>そのため、市町村においては障害福祉サービス等に係る各種研修の活用や障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を事業所や関係自治体等と共有する体制を整備し、また、県においては事業者に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係市町村と共有する体制を整備するなど、障害福祉サービス等の質の向上を図る。</p>
<p>(8) 地域生活支援事業 上記(1)～(7)までの成果目標の達成に資するよう以下のとおり取り組む。</p> <p>市町村が実施する地域生活支援事業については、全ての必須事業について、障がい者等のニーズや地域実情に応じた必要かつ適切なサービス量を見込むこととする。</p> <p>県が実施する地域生活支援事業については、全ての必須事業について、障がい者ニーズや圏域状況等を勘案しながら、必要かつ適切なサービス量を見込むこととする。</p>	<p>(8) 地域生活支援事業 上記(1)～(7)までの成果目標の達成に資するよう以下のとおり取り組む。</p> <p>市町村が実施する地域生活支援事業については、全ての必須事業について、障がい者等のニーズや地域実情に応じた必要かつ適切なサービス量を見込むこととする。</p> <p>県が実施する地域生活支援事業については、全ての必須事業について、障がい者ニーズや圏域状況等を勘案しながら、必要かつ適切なサービス量を見込むこととする。</p>